

Union Press 埼玉大学教職員組合ニュース

平成29年12月発行 第7号

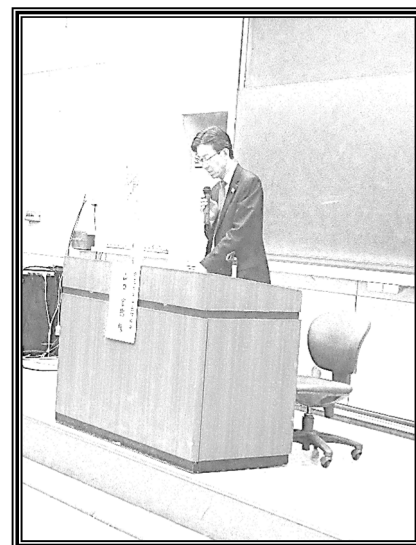
あと少しで年が変わってしまいます。「平成」の時代もあとわずか。どのような年になっていくのでしょうか。埼玉大学でも、「いつの間にか」学長選が終わり、次期学長候補者が決定しました。(UP 第5号で「学長選挙」と記してしまいましたが正しくは「学長選考」でした。) 推薦されたのが、現学長の山口先生お一人でしたので、意向聴取が行われることもなく、学長選考会において12月4日、山口先生が学長候補者として決定されました。【広報担当：近藤】

立会演説会開催される

12月11日(月)18時から教育学部C1講義室に於いて、次期学長候補者(現学長)山口宏樹先生による、立会演説会が行われました。推薦者1名、2期目で、現学長が選ばれて当たり前という状況でしたので、聴衆が集まらないのではないかと心配していましたが、教員、職員、大学関係者ならびに学生を含む50名弱の方に出席していただきました。

最初の10分ほどで所信表明の内容を離されました。印象に残ったのは、「チーム埼玉」でがんばるということばでした。所信表明の後、事前にお渡ししたアンケートに対して、丁寧に説明していただきました。その後、フロアからの質問に答えて頂き、予定を少しオーバーして修了しました。

*学長候補者アンケートに対する回答については、冊子にして会場に参加者にお配りしました。組合員の方は組合のホームページにて見ることができます。組合員以外のかたで回答をご覧になりたい方は、組合事務室までメールまたは電話にてご連絡ください。



学長候補者立会演説会によせて

さる12月11日(月)に、学長候補者立会演説会が開催されました。12月4日の学長選考会議で選出された候補者が山口先生おひとりです。そのため、次期学長としても山口先生が埼玉大を牽引していくことは確定しておりますが、山口先生は今回の演説会に快くご協力くださり、深く感謝申し上げます。

やや印象的なことを申すのをお許しいただけるとすれば、昨今は一部の教職員を除けば山口先生は学生にとってももちろん教職員にとっても「遠い存在」となっていると思います。そのため、今回間近で先生のお姿を拝見し、肉声をきくことができたのは大いに良かったのではないかと思います。

もちろん、教職員の待遇や有期雇用職員の問題など、山積する課題が片付いたわけではありません。山口先生は「魔法使い」ではないのですから、当たり前のことです。組合としては、引きつづき大学執行部の一挙手一投足に目を光らせ、協力すべき点は協力し、批判すべき点は舌鋒鋭く批判していきたいと思っております。



今回の学長選考に関して、組合から学長選考に関わった方にUPに記事の投稿をお願いしたところ、快く引き受けていただきました。(学長候補者決定以前にお願いしたため、選考中での執筆になっていることをお断り致します。)

学長選考に関わって

山口宏樹学長の四年間の任期が満ち、改めて学長の選考が行われることになった。現在進行中の選考がどのようなものになるかに関わらず、書き記しておかなければならないことがあると思ひ、教職員組合のご協力をいただいた。それは、大学執行部と教授会の関係についてである。

1. 学長候補者へのアンケート

2013年、学長候補者に対し、教職員組合からアンケートをお願いした。そのテーマのひとつが、「教授会自治について」であった。質問と回答を下記に記す（傍線は今回附した）。

問3 教授会自治について

先に掲げた教育再生実行会議「第三次提言」においては、大学内のガバナンス改革の一環として、教授会の役割の見直しが提言されています。一方、埼玉大学では法人化以前から、学長を中心としながらも、各部局の教授会自治を尊重する大学運営が行われてきました。今後の大学運営において、教授会をどのように位置づけるべきか、ご見解をお聞かせください。

[回答]

この1年間は、「部局の枠を越えた再編・連携による大学改革」という「埼玉大学の強化戦略」を策定して具体化するために、学長をはじめとした大学執行部が各部局の教授会に出向いて説明と意見交換を行い、各教授会の考え方も尊重しつつ、大学としての意志決定を迅速に行ってきました。大学執行部の一員として関わってきた私としましても、とても良かったと思っています。

前述したように、今後、埼玉大学が自ら決定したこの大学改革を一丸となって前に進めなくてはなりません。また、単なる改革に留めるのではなく、学部・研究科という組織や人文・社会・自然科学といった学問の枠を越えた真の連携とシナジーをもたらすことや、組織として光を放つだけでなく個々人が輝くことにより、埼玉大学の個性を強く打ち出していくことが重要です。これらのことを実現するには、学長のリーダーシップの下、これまで以上に各部局教授会との連携を密にして大学運営を行うべきであると考えています。

こちらの問いで、「各部局の教授会自治を尊重する大学運営が行われて」きたと前提した上で、「今後の大学運営」における「教授会」の位置づけについて、見解を問うた。これに対し、山口宏樹学長候補者は、「学長をはじめとした大学執行部が各部局の教授会に出向いて説明と意見交換を行い、各教授会の考え方も尊重しつつ、大学としての意志決定を迅速に行って」きたとし、そのことを「とても良かったと思っています」と自ら高く評価されている。さらに「これまで以上に各部局教授会との連携を密にして大学運営を行うべきである」という見解を述べられた。

この四年前の回答が、その後の四年間の山口学長の大学運営で、実現されたのか、あるいは不十分だったのか、が検証されなければならないだろう。また、今回の学長選考においても、同じような問いを行わなければならないだろう。

2. 学校教育法「改正」に伴う学内規則等の改正

山口学長第一期での大きな課題として、教授会の位置づけをめぐる法改正とそれに伴う学内規則等の改正があった。

かつての「学校教育法」の教授会に関する規定（第93条）では、「大学には、重要事項を審議するため、教授会を置かなければならない」とあった。つまり「重要事項を審議する機関」として教授会を位置づけていた。それが、2014年（H26）4月に閣議決定された「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」では、「教授会の審議すべき事項」を「教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの」と限定した上で、教授会は「審議」することができるものの、「学長や学部長等が求めた場合にのみ意見を述べるができる」とした。「教授会自治を後退させるものではないか」等の意見から、この法案に対して様々な反対意見が出された。しかし、衆参両議院の附帯決議をつけた上で成立し、2015年（H27）4月1日施行となった。

これを受け、2014年の秋に、学内規則等の改正作業が行われることとなったが、大学執行部から原案が示され、各教授会等に意見が求められた。まさに「学長から意見を求められた」わけである。

これに対し、教育学部教授会として、規則等案の内容について、種々学長に対し意見を述べた。他学部からも意見が出されたと聞く。そして学長からは、一部は「提案採用」で、一部は「原案のまま」との回答が、理由を沿えて示された。しかし、「教授会が学長に意見を述べる事項に関する定め」についてなお疑義があり、意見具申した。それはこの「定め」は「学長裁定」ではなく「規則」で定めるべきであるとするものであった。これに対しても、「原案のまま」とする回答が、理由を沿えて示された。この間の対応について、教育学部教授会の意見が全て認められたわけではなかったことは、残念であり、その内容に今でも納得できていないわけではない。しかし、学長は確かに「教授会の意見を聴き」「教授会の意見を参酌」して事柄を進められた。この点は高く評価されるべきだろう。

なお、各学部等への意見を求める「依頼文書」（埼大総（法）第91号）においては、「なお、この依頼は、定められた手続きに則った作業をお願いするものですが、本学においては、運用の面において基本的には法律等改正の趣旨に反する状況にはないと認識しております」と述べられている。規則等を改正するが、運用の面においては、改正前と改正後とは変わるものではない、と解釈できよう。この点も確認しておきたい。

(2017/12/7 文責：教育学部教員薄井俊二)



埼玉大学教職員組合 〒338-0825 さいたま市桜区下大久保 255 第2 生協 1階
E-mail : saikyoso@gr.saitama-u.ac.jp URL : http://Kumiai.client.jp
電話/FAX : 048-853-5609 (内線) 3160
組合事務室の開室時間 : 月火水木 午後 12 時～夕方 5 時

